

# 学校と教員を攻撃する保護者に対する民事訴訟の実効性

星 野 豊

- 1 本稿の目的及び検討課題
- 2 学校ないし教員が保護者を提訴した裁判例
  - (1) 生徒の自殺と校長に対する殺人罪の刑事告訴
  - (2) 連絡帳を利用した教員への長文の批判と非難
  - (3) 教育委員会への処分要求と教員に対する暴行
- 3 学校と教員を攻撃する保護者に対する民事訴訟の実効性
  - (1) 学校及び教員に対する保護者の攻撃の特徴
  - (2) 教員個人の利益と学校の利益との相互関係
  - (3) 保護者に対する民事訴訟提起の効用と限界

## 1 本稿の目的及び検討課題

現在の学校や教員は、かつての一般的感覚からすれば信じられない程に、保護者からの要望や批判を受けている<sup>1</sup>。学校教育の目的は、言うまでもなく子どもの健全な成長と能力向上を図ることにあり、その目的を達成するためには、学校や教員と子どもとの間のみならず、学校や教員と保護者との間にも、学校教育に係る信頼関係が形成されていることが必要である。また、現在の学校教育に係る体制や環境は、予算不足から生ずる人員不足、学校を含む社会全体の構造変化等、様々な事情が与って、なお改良、改善の余地が多々あることも明らかである。さらに、法的な観点から学校教育を見た場合でも、学校と子どもないし保護者との間には、在学契約あるいはそれと社会実質的に類似する在学関係が形成されており<sup>2</sup>、理論上、学校と子どもないし保護者とは契約ないしそれと社会実質的に類似した関係における対等な当事者である以上、子どもに対する学校教育に係る関係形成について要望を述べ、あるいは学校ないし教員に対する批判を加えることは、一方当事者あるいは当事者の代理人とし

1 但し、このことは、かつての学校や教員が要望ないし批判を受けるような状況にない程に体制、環境、能力、人格において優れていたことを全く意味しておらず、むしろ、建設的な要望や必要又は有益な批判に対しても、必ずしも十分な対応をしてこなかった可能性の方が高いものと思われる。また、現在における学校や教員に対する保護者からの攻撃においても、その一部分には学校や教員の側にも改善の余地がある部分が含まれていることが少なくないため、かかる攻撃を一律に不当なものとして排除することが難しくなっている側面があることが否定できない。

2 子どもの在学関係に係る法律構成については、私立学校及び受験により入学者の選抜を行う学校については、在学契約が成立しているのに対し、義務教育としての公立の小中学校については、全ての子どもに義務教育を受けさせるべしとの憲法上の要請の下に、行政上の措置として児童生徒の入学が許可され、保護者も子どもを通学させる公法上の義務を負っているものであるが、社会実質的な観点からすれば、学校教育の具体的側面において、両者を区別する必要性は、私立学校における具体的な教育目標の前提となる思想信条部分に起因する状況と、子どもを学校から「退学させる」という概念が義務教育としての公立小中学校には存在しないことを除き、ほとんどないものと思われる。

て当然のことをしているものと評価することが可能である。従って、学校や教員に対する要望や批判は、それが学校教育にとって必要あるいは有益なものである限り、学校や教員としても受け容れるべきであり、現に、ほとんど全ての学校では、保護者からの要望や批判に対しては、謙虚かつ真摯に聴く姿勢をとっているものと思われる。

しかしながら、近年問題となっている状況として、保護者が学校や教員に対して執拗かつ過剰な要望ないし批判を行い、その中には、要望や批判の範疇を超え、自己の利益を充たすための要求や、教員の人格や能力に対する一方的な非難等、学校や教員を保護者が「攻撃」しているとしか評価できないものが含まれているために、学校教育自体に支障が生じかねない場合が増加していることが挙げられる<sup>3</sup>。前述した学校教育の目的からすれば、学校や教員が保護者からの要望や批判を受け容れるべきである理由は、かかる要望や批判が学校教育を向上させる可能性を有しているためであるから、学校教育に支障を生じさせるおそれのある要求や非難を受け容れる必要はなく、また、教員も人としての尊厳を有する個人である以上、理由のない非難を受けたり人格ないし能力を理由なく否定されたりした場合には、相応の対処をしてしかるべきである。そして、この対処として学校や教員がとるべき選択肢の中に、訴訟の提起を含む法律上の対処が含まれるべきことは言うまでもない。

しかしながら、現在までのところ、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起した事案は、ごくわずかな件数に留まっている。この理由として考えられるものとしては、第1に、学校教育においては原則として学校側に絶対的な裁量が留保されている以上、可能な限り学校としては教育上の対処に係る裁量を行使して対応すべきであるとの前提が、学校を含む多くの者が暗黙のうちに支持している考え方であること、第2に、民事訴訟の提起を典型とする法律上の対処を行うことは、少なくとも当該保護者との関係では学校教育上のみならず、社会一般的な信頼関係も断絶することを事実上意味しており、学校教育上の信頼関係の形成が爾後期待できなくなることが懸念されること、そして第3に、仮に民事訴訟を提起したとして、果たしてその効果としてどのようなことが期待できるのか、特に、当該保護者がその後も学校を攻撃してくる事態を果たして防止することができるのか不明であること、が挙げられる。

これらの理由のうち、第1及び第2の理由については、学校や教員が社会の構造と規範とを子どもに教える立場にある以上、正統な権利や利益を守るために法的対処を行うことはむしろ適切であり、具体的にどの時点で法的対処に移行すべきかについては、学校と当該保護者との従前の信頼関係状況の推移と、他の子どもの教育に対する影響の程度を総合考慮することにより、学校及び教員の有する教育上の直観を含めて決断すべきこと、また、かかる対処とそれに到る経緯とを含めて学校の姿勢を子どもに見せることにより、問題に直面した場合における社会的対応の一種として子どもを教育することも必要であることを、やや抽象的ではあるが、既に論じたことがある<sup>4</sup>。これに対して、上記の第3の理由については、個別の事案に対する個々の検討が行われているのみで、理論的観点を含めた総合的な検討がこれまでなされたことはなく、今後かかる事案は増加する可能性はあっても減少する可能性は小

3 特定の保護者からの攻撃を受けることによる学校教育への影響としては、学校や教員の業務に支障が生ずることもさりながら、当該保護者の子どもを含む児童生徒に対する教育内容全体に影響が及ぶおそれがあることが、最も深刻なものとして挙げられる。

4 星野豊「学校トラブルへの法的対処—教育的対処からの転換点」筑波法政69号1頁(2017年)。

さいものと予測できるから、今後のあるべき方向性を含めて、改めて検討考察する必要がある。

本稿は、以上に述べた観点を基に、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起した事案について分析検討を加え、学校トラブル全般に係る法的対処の実効性について、理論的観点を含めて考えてみようとするものである。以下では、まず、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起した事案について、個々の事案ごとに事実関係と裁判所の判断とを分析する（2（1）～（3））。そのうえで、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起する事態の前提となる保護者からの攻撃の特徴について検討するために、保護者が学校や教員を攻撃するに到る背景事情ないし原因、当該保護者が学校や教員を攻撃する態様、及びそれによって生ずる学校教育への影響について概観し、本稿の目的である、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起することの効果と実効性について考察する（3（1）～（3））。

## 2 学校ないし教員が保護者を提訴した裁判例

前述のとおり、学校や教員が保護者を提訴した裁判例は、これまでごくわずかしか存在していないが、いずれも社会的にはかなり注目を集めたことも特徴的である。もっとも、学校あるいは教員が保護者を提訴するという事案の性格も与って、社会的な注目、特に報道機関による報道が一時的あるいは一方的であったり、学校や教員が保護者を提訴すること自体に対する興味本位や偏見が重なったりすることによって、事案全体に対する冷静な分析検討が、必ずしも十分に行われているわけではないことも、同時に指摘される必要がある。

以下では、①生徒の自殺に関して保護者と代理人弁護士が校長を殺人罪で刑事告訴したことに対し、校長が名誉毀損で提訴した事案、②連絡帳による保護者と学校との連絡事項欄に、保護者が教員に対する長文の非難を連続して記載したことに対して、教員が保護者を名誉毀損で提訴した事案、そして、③保護者が教育委員会に対して教員の処分を連続して要求した後、教員に対して暴行を加えたことに対して、教員が保護者を名誉毀損と暴行とで提訴した事案について、それぞれ事実関係及び裁判所の判断を概観する。なお、各事案の解説における関係者の記号表記は、特に断らない限り、事案ごとに別人である。

### （1）生徒の自殺と校長に対する殺人罪の刑事告訴

学校で事故・事件が発生した場合、報道を含めた多くの見解が、当該学校における問題点の指摘や、学校関係者の責任追及へと向かう傾向があることは、ある程度予測されるところである。しかしながら、そのような問題点の指摘や責任追及が、学校関係者の名誉を毀損するような態様で行われた場合には、学校関係者の側が相手方に対して、損害賠償や謝罪広告等を求める権利があることも、法律上明らかである。長野地上田支判平成23年1月14日平成21年（ワ）140号は、学校関係者が事態の解決のために法律上認められうる手段の必要性和相当性について考えてみるための典型的な事案といえることができる<sup>5</sup>。

5 本判決については、星野豊・月刊高校教育47巻7号78頁（2014年）、高中正彦・自由と正義66巻11号37頁（2015年）がある。また、本件と前訴とを含む一連の事件の経緯についてのノンフィクション・ルポタージュとして、福田ますみ『モンスター・マザー—長野・丸子実業「いじめ自殺事件」教師たちの闘い—』（新潮社、2016年）がある。

原告 X は、A 県立 B 高校の校長である。B 高校は、運動関係で県下有数の強豪校であり、全国大会でも相当の成績を修めていた。

生徒 C は、平成17年4月、B 高校に入学し、バレーボール部に入部したが、同年9月頃より不登校となり、同年12月上旬、自宅で自殺した。C の母親であった被告 Y は、C の不登校が B 高校の生徒を含む学校関係者のいじめによるものであると強く主張しており、C が自殺する直前まで、バレーボール部関係者、学校関係者、教育委員会等に対して、調査、謝罪等を繰り返し求め、上記関係者ほか、Y を支援する県議をも含め、数次にわたる話し合いが行われていた。X は、校長としてこの話し合いに対応し、このままでは C の進級が懸念され、C の登校を願っている旨の文書等を、Y に交付した。

X は、C が自殺したことに關して開かれた記者会見の席上、不登校及び自殺の原因について、いじめ等はなかったと認識していること、及び、C は不登校となる前に複数回家出をしており、その原因は Y 及び C の家庭内での問題にあることを、報道関係者に対して述べた。

本件相被告 Z は、業務経験30年を超える人権活動等で著名な弁護士であり、X の上記記者会見の報道に接したことから、Y に対して、Y を支援し、訴訟代理人となることを申し出た。そして、Y は、Z を訴訟代理人として、A 県、B 高校バレーボール部関係者ら十数名、及び X 個人を相手取り、損害賠償総計1億円余を求める訴訟（長野地裁平成18年（ワ）82号。以下、「前訴」という）を提起した。これに対して、B 高校バレーボール部関係者らは、Y の理由のない非難攻撃によって平穏な生活を害されたとして、Y に対して損害賠償を求める訴えを別に提起し（長野地裁平成18年（ワ）363号。これに対する Y からの反訴として、長野地裁平成20年（ワ）391号）、この訴えは前訴に併合審理された。前訴の第一審は、バレーボール部の上級生の1人が C の頭をハンガーで殴打したことに対して損害賠償1万円を認容し、それ以外の Y の請求を全て棄却し、バレーボール部関係者からの訴えについては、1人当たり5万円ないし5千円の損害賠償を支払うように Y に命じた（長野地判平成21年3月6日）。Y は、この第一審判決に対して控訴したが、後に控訴を取り下げたため、第一審の判断が確定した（東京高裁平成21年（ネ）1802号ほか）。

Y 及び Z は、前訴の提起とは別に、C がうつ病に罹患していたにもかかわらず、登校を強要したことが未必の故意による殺人に当たる等と主張して、X を殺人罪で刑事告訴した。この際、Y 及び Z は、記者会見を開いて告訴状を報道関係者に公開したため、このことを新聞各紙が報道した。告訴を受けた検察は、数回にわたって X に事情聴取をした後、殺人罪に關しては罪とならないとの判断で不起訴としたが、この間、X は、同窓会や PTA の会合等で説明を求められたり、多数の抗議非難の電話を受けたり、親族の結婚に際して先方から状況の説明を求められたりした。

また、Y は、Z と相談のうえで、C の自殺に関する一連の状況についてブログを作成公表していた。この本件ブログには、前記の告訴状も掲載され、誰でも閲覧可能な状態に置かれていた。また、本件ブログでは、前訴に關する第一審判決の内容、及びこれに対する極めて批判的な見解が掲載されていた。

本件は、以上の経緯の下で、X が Y 及び Z に対し、Y 及び Z が X を刑事告訴して記者会見を開き告訴状を公開したこと、及び、本件ブログに告訴状を掲載したことは、X の名誉を毀損すると主張して、損害賠償600万円、及び、D 新聞紙上と本件ブログ上とに謝罪広告を

掲載するよう求めたものである。

**【判旨】 損害賠償一部認容（165万円）、謝罪広告一部認容（新聞紙上のみ）。**

「本件告訴のうち、殺人罪に係る事実経過について、①Xにおいて、Cがすぐにでも自殺するような精神状態にあったと認識し、かつ、自殺を予見することは極めて困難であったこと、②Xには、Cを殺害する動機など存在しなかったこと、③本件各通知書面等は、XないしB高校関係者らが、Cの進級の可否を心配し、その善後策を検討する趣旨で送付したものと認められること、④12月3日の話合いは、Xが部下に命じて実施されたものではない上、Yも、Cが本件高校に登校することには賛成していたことの各事情が認められる。」したがって、「Xが、本件告訴状記載の方法によって、Cを殺害したなどとは到底推認することはできない。かえって、Xは、Cが早期にB高校に登校するようになり、穏便に問題が解決することを真に願っていたものと容易に推認することができ、Yもこれに応じて、双方ともCの元気な本件高校への復帰を願っていた。そうすると、本件告訴のうち殺人罪に係る告訴は、事実と反する内容であった」というべきである。

Yらは、「12月3日の話合いの状況を録音したテープの内容を本件告訴の前に予め精査していないほか、Yらにおいて、Xないし教育委員会等に対し、Xによる記者会見での摘示事実の根拠について問い合わせるなどの調査を行ったと認めるに足りる証拠もない。これらの事情によれば、Yらは、本件告訴等に係る各摘示事実が真実であるかについて、基本的な調査ないし検討さえ尽くしていないものといわざるを得ず、「本件告訴等に係る各摘示事実が、いずれも真実であるとか、Yらにおいてこれを真実と信ずべき相当の理由があったものといえないことは明らかである」。

「Yらが捜査機関の捜査を求めるのであれば、本件告訴だけをすれば足りるところ、Yらは、それ以上に、Yらによる本件記者会見によって、マスコミに対し、校長であるXが生徒を自殺に追い込んで殺害したなどという告訴内容を説明し、それを記事にすることを容認していたし、さらに、本件ブログでも、本件告訴の内容をインターネット上でも公開している。Yらがこれらの手段を取ったことにより、違法な本件告訴内容は、不特定多数の者に広く知れるところとなった。その結果、Xは、本件告訴によって捜査機関から捜査を受けるなどの煩雑さ以上に、本件告訴内容が知れ渡ることによって多大な精神的損害を受けるに至っているのである。そして、新聞報道等を受ける者及び本件ブログの読者が不特定多数にのぼることからすれば、……本件告訴に対する不起訴処分、その新聞報道、長野地裁における民事訴訟事件での勝訴判決、その新聞報道、係る判決の本件ブログでの掲載といった、Xの名誉等を回復する事後的な事情があったとしても、それだけで、Xが失った名誉等が回復しきれものではない。そして、その回復の措置としては、Y1らに対して主文掲記の各謝罪広告の掲載を命じる必要がある」。「なお、Xは、本件ブログにも謝罪広告を掲載するよう請求するが、D新聞は、A県内において広く購読されている新聞であるから、これに謝罪広告を掲載すれば、Xが失った名誉等の回復の措置としては十分というべきであり、本件ブログに謝罪広告を掲載するまでの必要性は認められない。」

本件は、最高裁まで争われたが、控訴審、上告審は共に本判決の判断を支持し（東京高判平成23年12月14日平成23年（ネ）1671号、最決平成25年10月3日平成24年（オ）724号・平成24年（受）872号）、本判決の判断は確定した。

**（2）連絡帳を利用した教員への長文の批判と非難**

学校教育が、学校関係者と子ども及び保護者との信頼関係で成り立っていることは、改め

て言うまでもないことであるが、この信頼関係が不幸にして失われかかった場合に、どのような対処を行うべきか、その場合の対処として法的手段を用いることが、事態の「解決」にとってどのような影響を与えるかが問題となる。さいたま地熊谷支判平成25年2月28日平成22年(ワ)556号は、保護者と教員ないし学校との間で信頼関係が失われた結果、最終的に教員個人が保護者を提訴する事態として報道の対象となった事案である<sup>6</sup>。

原告Xは、平成3年より公立学校の教員として勤務する者であり、平成22年当時、本件小学校の3年生である児童Aの担任であった。被告Y1及びY2(以下、一括して「Yら」ということがある)は、Aの保護者である。

Yらは、行事の際におけるAと他の児童とのトラブルへの対応や、テストにおける採点、Aへの対応を中心とした日常のXの教育指導に関してXに不信感を抱くようになり、平成22年6月以降、本件訴訟が提起された頃に到るまで、①市教委に対して相談を持ちかけたり、②学校と家庭との間の連絡のために用いられていた連絡帳に、断続的に、長文の非難、抗議ないし謝罪を求める文章を書いてAに持参させたり、③給食の片付けの際にXがAに暴行を加えたと主張して警察署に被害相談に赴いたりするなどした。また、Yらは、Aにも内緒でAに録音機を設置し、授業状況を録音したところXの授業や指導に問題があることが判明したと主張して当該録音の反訳書を提出しているが、裁判所からの当事者尋問において録音の具体的な方法を明かさなかったため、証拠としての信頼性に関して裁判所から疑問が示されている。

この間、本件小学校の校長Bは、Xに対しては、「モンスター・ペアレントに負けてはならない」として担任を交代することを後述する翌年1月下旬まで行わず、教頭、学年主任、及び市教委担当課長らに対して本件連絡帳の記述への対応を協議するほか、PTA役員らに事態の概要を示し、話し合いによる解決等を試みたものの、いずれも功を奏することなく、BとYらとが直接話し合う機会も結局設けられなかった。

本件は、Xが個人として、Yらによる本件連絡帳の記述や市教委ないし警察への相談において、自己の名誉が毀損されたと主張して、Yらに対し、慰謝料500万円の支払を求めた事案である。Yらは、本件は教育内容に関わる話し合いにより解決がなされるべきものであり、裁判所で法律上の判断を行うことになじまないとし、訴えを却下すべきである等と主張した。

なお、本件訴訟提起後、Yらによる本件連絡帳への記載はしばらくして行われなくなったが、翌平成23年1月下旬頃、新聞や週刊誌が相次いで、主にYらからの情報提供に基づくとしつつ、本件事案の概要や本件提訴に到る背景について記事を公表した。本件小学校は、これらの記事に対して取材に応じず、何も意見を述べなかったが、これらの記事が公表された直後に、Aの担任をXから他の教員へと交代させている。

### 【判旨】 Xの請求棄却。

「教育現場の問題は、それが教育内容そのものの問題(例えば、教育方法の適否)でないとしても、本件学校や市教委が、児童や父兄を交えて、話し合い等の方法により解決することが望ましいことは、いうまでもないが、本件は、「教育内容そのものの問題ではなく、Yらの行為による名誉毀損等を問題とするものであつ

6 本件に関する評釈として、粟野仁雄ほか・季刊教育法178号32頁(2013年)、星野豊・月刊高校教育47巻3号84頁(2014年)、薮井順子＝門松真由・季刊教育法189号84頁(2016年)がある。

て、これについて、訴訟により一定の結論を出すことや、本案判決により紛争を解決することができないとはいえない。」

Yらによる本件連絡帳の記載は、「Xが、計算テストにおけるAの解答を消して不正解としたという事実を指摘するものであるところ、……Xが、故意に職務上許されない行為をしたと指摘することが、Xの社会的評価を低下させるものであることは、あまりにも明らかである。」しかしながら、「名誉毀損が成立するためには、それが公然と行われる必要がある」ところ、「本件連絡帳そのもの、あるいは、本件連絡帳の写しを目にしたといえる者は、Xのほか、B校長、教頭、学年主任及び市教委」担当課長程度であり、これらの者や学校関係者は、「本件各書き込みの内容について、地方公務員法34条1項の守秘義務を負う」から「本件各書き込みの内容が、みだりに伝播するとは考えにくい。」また、PTA役員については、「本件連絡帳の写しそのものを閲覧させたことはなく、……本件連絡帳にひどいことが書かれているということを報告した程度……であるから、PTA役員らに対し、本件各書き込みの具体的内容までが伝わったとみることはでき〔ず、〕本件各書き込みの具体的内容が、それ以上に伝播するおそれもなかったことになる。」「このように、本件連絡帳への書き込みによって、未だ「公然」と名誉を毀損したとはいえない」から、「本件連絡帳への書き込みによる名誉毀損の成立は、認められない。」

また、本件書き込みは侮辱に当たるものではなく、また、市教委や警察への相談が、Xの名誉を毀損するものということとはできない。

本判決に対しては、敗訴した当事者であるXは、控訴等を行わなかったが、全面勝訴した（従って控訴上告する理由や実益がない）筈であるYらが、本件訴訟は本来却下されるべきであったとさらに主張して控訴及び上告し、いずれも不適法として却下及び上告状却下されている（東京高決平成25年4月23日平成25年（ネ）1874号、東京高決平成25年5月15日平成25年（ネオ）414号）。

### （3）教育委員会への処分要求と教員に対する暴行

教員が教員である以前に人である以上、保護者、場合によっては児童生徒といえども、教員に対して暴行を加えた場合には、かかる暴行が教員側による挑発を原因とするものでない限り、厳格な法的対処がなされてしかるべきである。もっとも、既に見てきたとおり、教員と保護者との間で民事訴訟が提起されれば、かかる事態そのものに対する興味本位の視線が社会全体から集中するほか、当該保護者の養育する児童生徒が継続して学校に在籍していた場合における一般的な教育上の指針に対する影響を無視することも困難であるため、現実には被害に遭った教員が、当該事実に対して刑事あるいは民事で告訴することは、被害の実数と比べてかなり少ないように思われる。横浜地判平成26年10月17日平成23年（ワ）5188号は、保護者が教員に対して暴行を加えたこと自体について損害賠償の支払を命じた、典型的な事案である<sup>7</sup>。

原告Xは、公立小学校の教員であり、被告Y1及びY2（以下、一括して「Yら」ということがある）は、本件小学校に子Aを通わせている保護者（Y1が母親、Y2が父親）である。Xは、本件小学校において、Aが授業中に大声で私語をしたり、他の児童との間で頻繁に問題行動を行ったりしていたことから、他の児童を丸太から引っ張り下ろした際などに、Aの

7 本件に関する評釈等はないようである。

体を叩いて指導することがあった。これについてAは、Yらに対し、他の児童と比較して自分ばかりが厳しく叱られ、叩かれることもある等と述べたため、YらはXに対して事実関係を確認することなく、本件小学校あるいは本件小学校を設置管理する教育委員会に対して、担任の交代あるいはAのクラス替えを強く要求した。教育委員会とYらの話し合いは、深夜に及ぶこともあったが、この際、Y2は、Xについて、「二重人格である」等と発言した(以下、「本件発言」という)。

一方、Y1は、本件小学校の校長らにもクラス替えを要求したが拒絶されたため、自ら教室に入ってAの机を隣のクラスに移動させようとし、これを制止したXに対して、頭部を殴打する等の暴行を加えた(以下、「本件暴行」という)。Y1は、本件暴行のため警察に逮捕されたが、後に起訴猶予処分となった。

本件は、XがYらに対して、本件暴行に基づく治療費及び慰謝料、及び、Yらが教育委員会における話し合いの中でXの名誉を毀損する発言をしたことに基づく慰謝料、合計約430万円を請求したものである。また、Yらも、Xに対し、Xの体罰を含む指導によってAが学校を休まざるを得なくなった等と主張し、慰謝料を請求する別訴を提起した(横浜地裁平成24年(ワ)1655号)。

**【判旨】** 請求一部認容 (Y1について約100万円、Y2について5万円認容)。

「①Xは、Aが授業中に大声で私語をしたり、級友に対して問題行動を起こすことがしばしばあったことから、Aに対する注意の回数が増えて行き、厳しく注意するようになったが、それらは全て、Aに対する生徒指導の範疇での相当な注意であったと認めることができること、②しかしながら、Aは、Xが他の児童に比べてAのみが一方的に厳しく叱られていると受け止めて、その不満をYらに話したこと、③Yらは、Aの一方的な説明を聞いて、その真相をXに直接確認することはしないまま過剰に反応し、教育委員会に対してAへの懲戒処分を求めると共に、本件クラスの担任を替えるかAをクラス替えすることを執拗に要求したこと、④XとしてはAがXの生徒指導により辛い思いをしているのであれば謝りたいとの意向を有し、またY1らに対しても直接説明をしたいと希望していたが、Yらにおいて、Xと話し合いをすることは拒んだこと、⑤Aとしては、Xが叱り方を変えるのであれば登校したいと希望していたが、かかる希望についてはYらの受け入れるところではなかったこと等の事実が認められるのであり、これらの事実からすれば、Aの休学は、Yらの要求を通すための手段としてなされたものであり、Yらの意思によるところが大きいと認めるのが相当である。」

「本件発言は、Aの指導方針に関し教師たるXを批判ないし非難するものであるところ、Y2は、Aからの伝聞のみを根拠として、Xと直接協議してAの供述の真偽を判断することもないままに、執拗に自らの要求を通すべく数時間にもわたり教育委員会に居座り、Xが差別、暴行を加える不当ないし違法な指導を行う人格的に問題のある教師であると発言しているのであるから、かかる発言は、教師としてのみならず人間の本质というべき事柄についてXをいたずらに批判ないし非難しているというべきであって、人格攻撃に当たる侮辱的な発言であり、Xが教師として受任すべき批判ないし非難の限度を超えて、Xの名誉感情を毀損する違法な行為であったと認めるほかなく、Y2は、これによってXが被った損害を賠償する責任を負うというべきであり、慰謝料5万円を認容する。

「Y1が、平成20年12月10日午前8時45分頃、Y1が廊下に出した机をXが教室内に戻したことに激昂し、本件教室内に侵入して同教室の黒板前にいたXに近づき、「うちの子をこんなふうにしてやったんでしょ」な

どと言いながら、Xの左側頭部を右手の拳で強く上から下に向かって1回殴打したことは」前記認定のとおりであり、Xの損害として、通院慰謝料50万円、休業損害約35万円、請求関連費用約5万円、弁護士費用約10万円を認容する。

本判決に対しては、双方当事者とも控訴しなかったため、確定している。また、YらがXを提訴した別訴については、本判決と同日に請求棄却の判断が下され、こちらも第1審で確定している。

### 3 学校と教員を攻撃する保護者に対する民事訴訟の実効性

前項で概観してきた裁判例は、ある意味で極端なものばかりとの印象もないではない。しかしながら、学校ないし教員が保護者を提訴することを検討せざるを得なくなる状況は、現実に提訴までには至らなかった事案の存在を推測すると、より微妙ないし潜在的なものを含めて多数あるものと思われる<sup>8</sup>。従って、以下では、理論上実務上双方の観点から、学校と教員を攻撃する保護者にはどのような特徴があり、かつ、学校と教員との間における利益状況にどのような差異があるかを検討したうえで、本稿の目的である、保護者に対して学校ないし教員が民事訴訟を提起することの実効性はどの程度あるのかを考察する。

#### (1) 学校及び教員に対する保護者の攻撃の特徴

前項で見てきた裁判例に共通する保護者の特徴を考えると、①極度の権威主義、②極度の自己中心性、③要求や行動における極度の粘着性、④攻撃対象が専ら教員個人に対する人格的側面となる傾向、の4点を挙げることができる。

第1に、学校や教員を攻撃する保護者の多くは、自己の正統性を相手方よりも上位の権威の存在に求め、組織あるいは制度上の指揮命令関係ないしは権限関係を利用して、自己の要求を実現しようとするのが窺われる。従って、学校に対してであれば校長を筆頭とする管理職、学校外であれば教育委員会、場合によっては地方自治体の首長等に対して、陳情、報告、嘆願等様々な名目で自己の正統性を訴えることにより、学校ないし教員に対する攻撃が行われることとなる<sup>9</sup>。その点で、裁判所は、学校組織とは別次元の組織ではあるものの、紛争解決の正統性に関して絶対的な権威であることが明らかであり、学校に直接関係する権威が保護者の主張の正統性を認めない場合には、保護者が学校関係機関全てに対して攻撃を加

8 例えば、教員が刑事告訴された長野地判の例から考えてみても、当事者が証拠の収集を含めた全ての訴訟活動を自身の費用で行わなければならない民事事件と異なり、刑事事件の場合には、公的機関である警察や検察が強制力を持って捜査を行うため、犯罪の証拠等が確保される可能性が高くなり、併せて相手方に対する心理的圧迫を加える効果がある。このため、学校関係でのトラブルにおいても、学校関係者が暴行、傷害、強制わいせつ等を理由に刑事告訴されることは、実はそれ程珍しくなく、結果としてこれらの告訴はほとんど全て不起訴となり、学校関係者が不当性を感じつつも、相手方を名誉毀損で告訴するまでには到らないのが、実情であると思われる。その点で前記長野地判は、Xに対する告訴が殺人罪という衝撃的な内容であるにもかかわらず、事前の調査が極めて不十分であったこと、及び、YとZが記者会見を開いて報道関係者に告訴状を公開し、当該事実が報道される可能性を積極的に高めたことから、Xが我慢の限界に達したものと考えられる。

9 実際、前項で見た事案では、いずれも保護者は教育委員会に対して自己の主張や要求を頻繁に行っているほか、長野地判では、前訴の提起前に、YがA県知事に対して、B高校でいじめがあるので対応して欲しい旨を頻繁に申し入れていたようである。同事件に関する前訴提起前を含めた事案全体の詳細については、福田・前掲書参照。

えるために頼る新たな権威として、裁判所を選ぶことが十分に考えられる。そして、かかる状況における裁判手続の利用については、当該保護者は「話し合いを行うための仲介」としての機能を裁判所に求めているわけではなく、「権威としての命令」として自己の要求を実現させようとする以上、かなり高い確率で、和解よりも判決を求める傾向が生ずるものと考えられる。その他、学校ないし教員に対して社会的な圧力がかかることを期待して、保護者が事案をマスコミに宣伝したりする傾向は既に見られるところであり、保護者が自己に関する事案をインターネットで拡散して賛同や支持を募ることも、今後増加していくものと思われる<sup>10</sup>。

第2に、学校や教員を攻撃する保護者の圧倒的多数は、外形的な言辭がどのようなものであるかにかかわらず、自己及び自己の子どものことにしか関心がないことが通常であり、極端な場合には、自己の子どもの利益を無視してでも、保護者自身の利益を図ろうとすることがある。このような傾向は、子どもがまだ幼少であって、他人が置かれた状況と自己の置かれた状況との比較を基に保護者を批判する能力が身につけていない状況の下で特に生じやすいものであるが、通常の成長過程を辿れば批判能力が身につけていく筈である年齢に子どもが達していたとしても、それまでの家庭内での養育ないし生活によって、他人の置かれた状況と自己の置かれた状況との比較検討が様々な理由により阻害されていた場合や、他人の置かれた状況と自己の置かれた状況との異同を事実として認識すること自体はできても、自己の置かれた状況をより望ましいものあるいは高次に属するものとの価値観が形成されていた場合には、子どもの側から保護者に対する批判は行われることがなく、むしろ保護者の指示あるいは期待どおりに行動する傾向が生ずることとなる<sup>11</sup>。この点で、学校ないし教員としては、教育の対象である子ども自身の人格的成長を、保護者がどのような者であるかにかかわらず行う必要があるわけであり、かつ、かかる保護者は学校ないし教員を攻撃する建前として、自己の子どもの保護ないし利益を前面に出すことが少なくない以上、学校ないし教員が保護者に対して強硬な態度に出ることが難しいという、現状の問題の基盤を構成しているものと考えられる<sup>12</sup>。

第3に、学校や教員を攻撃する保護者の行動段階においては、自己の要求がかなえられるまで、同一の内容の要求を執拗に継続することが少なからずあり、若干でも要求がかなえられると、そのことを理由ないし根拠として次の要求を行うという特徴が、かなり明確に観察できる。これは、当該保護者にとって、具体的に提示している要求がかなえられることを通

10 前項でみてきた事案で言えば、さいたま地裁熊谷支判ではYらが提訴された後に、マスコミに対して提訴された事実を公表し、当該裁判自体が広く報道されて多くの者に知られるところとなった。また、長野地判に関しては、Yが作成したとされるブログにおける情報発信を信じて自己の感想を付加することにより、実質的に学校や教員、あるいは校長Xに対する批判ないし非難を表明する見解が、少なからず発信されている。この傾向は、福田・前掲書によって、裁判記録の調査と多数の関係者へのインタビューを含む詳細な取材結果が公表されるまでの間、むしろインターネット上における多数の見解として事実上共有されていたものである。

11 但し、この点に関して、前項でみてきた裁判例における記録からは、当該保護者の子どもが常に保護者の指示どおりに行動していたとは必ずしも認定されておらず、むしろ、長野地判では、CがYから離れることを意図しており、A県教委やB高校はCからの相談を受けつつ、母子分離の準備を進めていたようである。福田・前掲書参照。

12 場合によっては、かかる保護者が前面に出す建前として、学校教育一般における有用性や、当該学校の児童生徒全員の利益になるような事情を掲げることも考えられる。しかしながら、かかる事情については、当該保護者の子ども、あるいは当該保護者自身の利益に直接間接に連動することが少なからずあるため、学校としては、一般論として有用性の高い要求ないし主張であったとしても、直ちに受け容れることが困難であるのが実情と思われる。

じて、自己の要求の全てを相手方である学校が常に受け容れるという状況を形成させ、学校を実質的に支配することが本来の目的となっているためである。そして、かかる保護者にとっては、具体的な要求内容がかなえられるか否かは、学校が自己の支配下にあるか否かの徴表としての意味しか有しておらず、自己の要求した具体的内容以外の結論に落ち着くことは、自己の目的と異なる結果となることを意味している。従って、当該要求がかなえられるまでは極めて長期間あるいは長時間にわたって要求行動が行われる反面、個々の要求行動の内容が他の内容へと変遷することはなく、学校側がより保護者にとって有利となるような代替案を提示したとしても、当初自己が提示した具体的要求の受け容れのみを主張することが珍しくない。このため、学校ないし教員にとっては、明確な理由を示して拒絶をし続け、一切の妥協案や代替案を示さない態度を堅持することが、かかる保護者からの攻撃に対する事実上最も効果的な防御方法となるわけである<sup>13</sup>。

第4に、保護者の学校や教員に対する攻撃の具体的内容については、事実に基づく客観的評価というよりも、多くの場合、特に個人としての教員に対する人格的な攻撃が事実上中心となることが少なくない。前項で見てきた裁判例でも、訴訟提起に到るまでの間に保護者から受けた言動に対して、当該教員個人に対する人格的な攻撃が多数含まれていたことから、教員側が保護者の行動を止めさせ、あるいはかかる行動に対する法的責任を追及したものと考えて差し支えない。この特徴に着目すると、前述した保護者からの要求をひたすら拒絶し続けるという対処方法は、教員個人に対する人格攻撃が、その間継続、場合によっては激化するという点で、少なくとも人格攻撃の対象とされた教員にとっては精神的に多大な打撃を受けることが想像に難くない。従って、教員が個人として民事訴訟を提起してでも保護者の攻撃を止めさせようとする事自体には、相当の理由があると考えられる。

以上を要するに、学校や教員を攻撃する保護者の特徴については、裁判例における事実関係及び判旨から観察することができる行動の傾向から考える限り、相当に高い確率で、保護者の学校に対する実質的支配を行うための状況を形成させることが本来の目的となっており、そのような関係の形成を望むことの主要な基盤は、保護者自身の人格的特徴に由来するものと考えて差し支えない。そうすると、学校が子どもに対する教育を行うための機関であって、保護者の人格的特徴については何の責任も権限もないことからすれば、学校や教員を攻撃する保護者を相手に、本来必要となる子どもに対する教育の時間を削って対応ないし対処する必要が生じていること自体、明らかに学校の機能を超え、あるいは学校の本来の目的に反するものと言わなければならない。

## （2）教員個人の利益と学校の利益との相互関係

前述のとおり、学校や教員を攻撃する保護者において、攻撃の事実上の中心が、個人としての教員の人格攻撃となる傾向があり、保護者による攻撃が長引けば長引くほど、教員個人の精神的負担が重くなるおそれがあることからすると、学校と教員個人との利益の異同についても、併せて検討しておく必要がある。

13 実際、学校教育上の具体的な措置をとるか否かは学校ないし教員側の裁量に属することが通常である以上、学校ないし教員としては、かかる保護者への対応に係る時間と労力をかけて要求を拒絶し続けるか、かかる保護者に対して民事訴訟を提起して当該行動自体を止めさせるかとの間で、事実上選択肢が存在していることとなる。

教員個人と学校との関係については、特に教員個人に認められる業務上の裁量の範囲が近年縮小する傾向が見られ、代わって学校という組織としての一体性が強調される傾向が、社会全体として生じている。この点は、教員のそれぞれ有している個性が学校教育の中でそれ程大きく影響しなくなることを事実上意味しており、特に公立学校においては、どの教員が担当するかによって教育内容に大きな差異が生じない結果をもたらすことが一般的に期待できるため、公立学校における児童生徒間の平等性に関する一般的な要請に基本的に合致するものである。また、特に職務経験年数の少ない教員にとっては、より経験年数の長い同僚教員からの事実上の指導や助言を受けることにより、業務の遂行を通じた教員としての能力の向上を期待することができるとの効用を有するものであるため、原則としては肯定的に評価すべきである。

しかしながら、学校や教員を攻撃する保護者への対応という点に絞って考えると、教員の裁量が小さくなって組織としての学校の一体性が強調される傾向の中では、学校の利益と教員の利益との相互関係については、若干複雑な考慮を要する部分が新たに生じている可能性があると言わなければならない。すなわち、一般的な事業において、個々の担当者の裁量を小さくし、組織としての一体性を強調する考え方の下では、具体的な担当業務の内容が個人の業績評価と直接連動している場合でない限り、全ての業務について誰が担当するか自体も、組織における業務分担に係る権限に委ねられるものである。従って、仮に顧客と担当者との間で何らかの問題状況が生じ、顧客が担当者個人を攻撃する事態に到った場合には、当該担当者を速やかに当該業務から交代させ、当該顧客と爾後直接対峙させない状況を形成することが合理的な対応となる筈であるし、顧客との間における問題状況の解決それ自体を専門に担当する部署を設置することも、組織全体の管理体制としては、通常のことと思われる。

これに対して、学校と教員との関係においては、教員の裁量が実質的に小さくなり、組織としての学校の一体性が強調される傾向が生じている現在においても、保護者が学校ないし教員を攻撃する事態が生じた場合、かかる問題に対応する専門の部署が設置されていることは、ほとんどないのが実情である。加えて、かかる保護者の学校に対する具体的な要求内容の典型例が、担当者としての教員の交代自体であることが少なくない以上、教員の配置を保護者の要求に従って直ちに変更することは困難であり、何よりも、当該保護者の子を含めた児童生徒に対する教育効果に対する影響を無視することも相当でない。そうすると、教員の側にしてみれば、自己の裁量が少ない以上、集団的な協議や検討に具体的対応を委ねなければならない一方で、攻撃してくる保護者に対して主に対応する必要性は継続するという、およそ精神的負担という点では望ましくない状態に、否応なく置かれることとなる。

また、組織としての学校の一体性が強調される状況の下では、個々の教員の利益の総和が学校の利益と完全に一致するとは限らない以上、学校が組織としての対応を決定する過程で、個々の教員の利益に実質的に相反する対応を採用することは、理論上も実務上も生じてくる筈である。まして、学校や教員を攻撃する保護者の数は、徐々に増加しつつある傾向があるとはいえ、保護者全体の数から見れば未だごく少数に留まっていることも明らかである以上、組織としての学校と個々の児童生徒ないし保護者との間で直接問題が生じた場合についてはともかく、教員個人と保護者との間で問題の端緒が生じた場合については、当該教員個人にその原因がある可能性があるとの見方が学校の内外を問わず生じてくることも、なお

否定できないものと言わなければならない。そうすると、教員個人としては、学校としての対応に関して自己の意思のみを以て実現できる範囲が限定されざるを得ない以上、個人として行うことが可能な対応、すなわち、自己を原告とし、保護者を相手方とする民事訴訟を提起して、当該問題に関して第三者として公平な判断を下すことが十分に期待できる裁判所の判断を仰ぐ、という手段を模索せざるを得ないわけであり、この点からも、教員個人による保護者に対する民事訴訟の提起には、相当の理由があるものと考えられる<sup>14</sup>。

もっとも、教員が個人として裁判を受ける権利が保障されていることと、教員が組織としての学校の一員であることとは別次元の問題であり、保護者に対して教員が個人として民事訴訟を提起することそれ自体に対して、学校の内外を問わず、消極的な見解が生ずることは、かなり高い確率で予測される。従って、理論上はともかく実務上は、教員が個人として保護者を提訴する場合とは、①保護者から提訴されたことに対する実質的な反訴として訴えを提起する場合、②何らかの理由で事実上組織としての学校からの支援が期待できない場合、及び、③退職後である等、組織としての学校の一員でなくなった場合、に限られてくるものと思われるところ、前項で見てきた裁判例は、いずれも、これらの場合に典型的に該当するものと考えて差し支えない。

### （3）保護者に対する民事訴訟提起の効用と限界

これまでの検討からすると、学校や教員を攻撃する保護者に対して民事訴訟を提起することの効用については、次のように考えることができる。

第1に、学校や教員を攻撃する保護者については、かかる保護者の目的が学校に対する実質的支配状況を形成することであって、かつ、かかる目的が当該保護者の人格的特徴を基盤とするものと考えられる以上、かかる保護者への対応に過剰に時間や労力を割かれることは、子どもに対する教育を行うための機関である学校の本来の目的から外れるものと考えざるを得ない。従って、話し合いによる事態の進展が一定時間内に認められない場合において、当該問題について第三者であることが明らかな裁判所の判断を仰ぐことは、理論上も実務上も合理的なものと考えられる<sup>15</sup>。

第2に、学校や教員を攻撃する保護者の攻撃対象が、教員個人の人格攻撃を事実上中心とする傾向があるとすると、学校の利益とは別に、人格を攻撃対象とされた教員個人の利益を守るために、当該保護者に対する民事訴訟の提起は、相当の効用を有することが期待できる。特に、学校の利益と教員個人の利益とが必ずしも完全には一致せず、学校が組織として決定した対応が教員個人の利益に配慮しないものであった場合、当該教員個人が民事訴訟を提起

14 これに対して、学校が組織として対応する過程で保護者に対する民事訴訟を提起する場合には、個々の教員の利益が学校の保護者に対する提訴によって脅かされる危険性は、当該事案に関して教員個人の見解が組織としての学校の判断と異なっていた場合を除いて事実上存在しないため、組織としての管理体制の下で個人としての行動を個々の教員が制約されることはあり得ても、ここで検討している学校の利益と教員個人の利益との相互関係については、特段問題は生じないものと思われる。なお、この場合における個々の教員の役割は、事実関係の確認と自己の立場からの陳述を以て事案の対処の補助をすることであるが、教員が組織としての学校の一員であるとの認識が、未だ社会全体に完全に共有されているとは必ずしも言えないのが現状であり、例えば事故や事件の内容について証言を必要とされる場合に、学校の対応と別に教員個人に対する批判や非難が生じることは、しばしば観察される現象である。

15 学校で生徒が負傷した事故に対し、保護者が話し合いにほとんど応ずることなく損害としての要求額を上昇させてきたことに対し、学校が自己の責任の範囲の確認を求めて提訴した事案である、東京地判平成26年5月13日平成25年（ワ）34084号参照。同事件については、星野豊・月刊高校教育49巻4号84頁（2016年）がある。

して自己の利益を保護することを求める必要性は、極めて高いものと言うべきである。

第3に、学校や教員を攻撃する保護者の存在と、それに対する学校及び教員の対応の正当性を主張するための手段としての観点から考えた場合にも、民事訴訟記録が当事者以外の第三者を含めて一般に公開される点において、民事訴訟の提起は相当の効用を有するものと考えられる。個々の子どもの教育効果とそれに関する保護者と学校及び教員との関係は、当該子ども及び保護者に関する強度のプライバシーに属しており、かかる状況を他の保護者や第三者に伝えること自体、法律上別途問題となる可能性が高いものであるが、民事訴訟については当該事件の記録を誰でも閲覧できることが原則とされており（民事訴訟法91条）、学校や教員の置かれた状況と正当性とを、法律に触れることなくして第三者に知らせることが、必ずしも不可能でなくなってくる<sup>16</sup>。

しかしながら同時に、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起することの効用には、次に述べるような限界があることも明らかである。

第1に、全ての民事訴訟に共通する点として、現行法における民事訴訟の構造上、関係する事実の全てが明らかになるとは限らず、かつ、裁判所の判断も、法律上の問題点のうち、当事者間で争いのある部分に限られることは、学校や教員が保護者を提訴した場合も同様である。また、第三者が民事訴訟記録を閲覧することによって学校や教員の置かれた状況を知ることができるとしても、それによって当該第三者がどのような見解を抱くこととなるかは、あくまで当該第三者自身の判断に委ねられていることも当然である。

第2に、前項で見てきた裁判例についても言えることであるが、現在でもなお、学校や教員が保護者を提訴することに対して、「教育者としての資質」というおよそ無関係の次元での消極的な見解が示される可能性は少なからずあり、民事訴訟を提起した結果、かえって学校や教員の側が、社会全体からの無形の圧力を受けるおそれがあることは否定できない。この点については、そもそも学校や教員が保護者を提訴した事案自体が極めて少なく、第三者からの興味本位の見解を引き出しやすいことが考えられるが、かつて、教員個人に広範な裁量が教育上認められていたことと、「教員個人の人格」が現在でもなお学校教育の実質的な基盤として位置づけられていることの影響も、少なからずあるように思われる。

第3に、前項で見てきた裁判例については、学校や教員が保護者を提訴した場合、保護者が従前続けていた学校や教員に対する攻撃行動は少なくともそのままでは継続されていない

16 もっとも、裁判例では、特定人との間で訴訟が係属中であることを、自己の政治活動上の広報紙で公開したことが不法行為となると判示したものがある（岐阜地大垣支判平成22年3月25日平成20年（ワ）253号、及び、その控訴審である名古屋高判平成23年3月17日平成22年（ネ）496号。同事件は最高裁による上告棄却・上告不受理決定により確定した。最決平成24年3月2日平成23年（オ）1251号・平成23年（受）1399号）。また、自己を当事者とする民事訴訟について、相手方の提出した分を含めて訴訟記録を全てインターネットで公開することが不法行為を構成するか否かについては、民事訴訟記録が誰でも閲覧可能であることとの関係で見解の対立があり、原告である相手方の住所氏名等の個人情報部分を含めて、被告が一切の資料をインターネットで公開したことが不法行為となるか否かが争われた裁判例では、審級ごとに微妙に異なる判示がなされている（京都地判平成29年4月25日平成27年（ワ）2640号は、住所の公開は不法行為となるが、訴訟記録の公開を理由に氏名については公開可能と判示し、その控訴審である大阪高判平成29年11月16日平成29年（ネ）1441号は、訴訟記録の閲覧とインターネットにおける公開とは実質的に公開される範囲が異なる等として、住所氏名を公開したことが共に不法行為となると判示している。なお、同事件は最高裁による上告棄却・上告不受理決定により確定した。最決平成30年5月10日平成30年（オ）334号・30年（受）416号）。従って、本文中で述べた民事訴訟提起の効用としての、「第三者に状況等を知らせる」ことの実質的な意味は、第三者の側が積極的に学校ないし教員の置かれた状況を知りたいと考えた場合に、双方の主張を中心とした訴訟記録を原則として閲覧可能であるという点にあり、この点は、マスコミ報道やインターネット上の言論に何らかの偏りがあるか否かを含めて、第三者がより客観的な情報を集めることができるという、事実上の効用と考えることができる。

ものの、民事訴訟という相手方に対して自己の主張を自由に展開することができる場が設定されることとなるため、保護者からの学校や教員に対する攻撃は、実質的には訴訟が係属している間継続する点も無視できない。すなわち、前述のとおり、民事訴訟提起の効用として、教員個人に対する人格的攻撃への対処としての効用が期待できるとしても、民事訴訟が係属する間、訴訟における主張が行われたり、訴訟に関する事実等が公開されたりすることを通じて、教員個人に対する保護者からの人格的攻撃は継続していくわけである<sup>17</sup>。このような状況が、果たして当該教員の精神的利益に望ましいものであるかは、何とも言えないように思われる。

以上のとおり、学校や教員を攻撃する保護者に対して、学校や教員が民事訴訟を提起することには、理論上は相当の合理性や効用が認められる可能性がある一方、かかる効用が、学校に対する社会全体からの風評や、教員個人の精神的利益にとって果たしてどのような効果をもたらすかについては、かなり不安定要素が大きいことも否めない。しかも、学校や教員が保護者に対して民事訴訟を提起することが極めて少ない現状にあっては、提訴した学校や教員はいわば「完全勝利」しなければ第三者からの信頼を事実上獲得できない可能性すらあるわけであり、このような事情が、学校や教員にとって、民事訴訟の提起を躊躇させる大きな理由となっているものと考えられる。

民事訴訟を社会の中でどのようなものと位置づけるべきかについては、論者により大きく見解の分かれるところであるが、少なくとも、理由のない被害を受けた者が、加害者に対して民事訴訟を提起するという選択肢を躊躇せざるを得ないことは、社会正義の観点から望ましいこととは言い難い。また、かつてと異なり、学校における人間関係に係る観点は、いわゆる「教えを乞う」ことを基盤とする実質的な「上下関係」から、人と人との対等な「契約関係」ないしそれと同等のものへと変化しているわけであり、かかる観点の変化からも、自己の要求を常に相手方に受け容れさせて相手方を支配しようとすることを目的とする行動は、それが保護者であれ、学校や教員であれ、断じて許容されるべきでない。

以上を要するに、学校や教員を攻撃する保護者に対して民事訴訟が提起されることは、学校教育にとって「異常事態」であるとしても、その前提となる本来の学校教育上の人的関係のあり方については、「教員も人間である」という当たり前の前提に立ち還って、学校や教員と保護者及び児童生徒との関係を、改めて考察し直していくことが必要である。他方、法律上の対処として教員が民事訴訟の提起を選択しようとする場合において、当該民事訴訟の提起によって教員が実質的に意図している保護者からの攻撃、特に教員個人に対する人格的攻撃を止めさせるために、現行民事訴訟上どのような課題があり、どのような制度改正あるいは制度設計が必要となるかについては、他の訴訟類型における同種の問題状況との比較検討を含めた総合的な考慮が必要となるため、将来の課題とせざるを得ない。

（了）

（筑波大学准教授）

17 かつ、裁判である以上、明らかに事実と反することを知って行われたのでない限り、訴訟上の主張や言動について名誉毀損等が成立する可能性は、訴訟外の言動と比較した場合、著しく限定されることとなるから、民事訴訟が提起されると、ある意味で保護者からの教員個人に対する人格的攻撃は、一層激しくなる可能性すらないではない。